# 東大阪市営上小阪東住宅建替事業 実施方針

東大阪市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年 法律第117号 最終改正:平成27年9月18日法律第71号)」第5条第3項の規定により、「東 大阪市営上小阪東住宅建替事業 実施方針」を公表する。

平成27年12月4日

東大阪市長 野田 義和

# 東大阪市営上小阪東住宅 建替事業

実施方針

平成 27 年 12 月 4 日

東大阪市

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	実施方針等に関する事項	4
3	特定事業の選定方法等に関する事項	6
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	民間事業者選定の方法	7
2	選定、契約の手順及びスケジュール	7
3	応募手続き等	8
4	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
5	応募に関する留意事項	. 13
6	落札者の選定	. 15
7	提示条件	. 17
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	. 19
1	市と事業者の責任分担	. 19
2	業務の要求水準	. 19
3	事業者の責任の履行に関する事項	. 19
4	市による事業の実施状況の確認	. 19
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項	
1	本事業の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 22
2	施設の立地条件	. 22
3	施設の配置、規模等	. 22
4	環境への配慮	. 23
5	入居者移転支援における配慮	. 24
6	土地に関する事項	. 24
第5	事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	. 25
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	. 26
1	事業の継続に関する基本的な考え方	. 26
2	事業の継続が困難となった場合の措置	. 26
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	. 27
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	. 27
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	. 27
3	その他の支援に関する事項	. 27
第8	その他本事業の実施に関し必要な事項	
1	情報提供	. 28
2	本実施方針に関する問い合わせ先	. 28
<b>卫</b> 山玄氏 1	「ルマカ公田事」	20

# 【用語の定義】

本事業	東大阪市営上小阪東住宅建替事業をいう。
市	東大阪市をいう。
建替事業用地	東大阪市新上小阪 353 番 3 , 4 , 5 の用地をいう。
事業者	本事業を実施する民間事業者をいう。
(新)上小阪東住宅	(新)東大阪市営上小阪東住宅をいう。
(現)上小阪東住宅	(現)東大阪市営上小阪東住宅をいう。
旧府営住宅	建替事業用地に現存する旧大阪府営住宅をいう。
附帯施設	建替事業用地に整備する集会施設、駐車場、駐輪場、ごみ置場等の附帯する施設をいう。
(新)上小阪東住宅等	建替事業用地に整備する230戸の市営住宅と附帯施設をいう。
関連する公共施設	事業で整備する拡幅道路及び公園をいう。
PFI法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関す る法律」をいう。
特定事業契約	市と民間事業者が締結する事業契約をいう。
(新)上小阪東住宅等整備費	(新)上小阪東住宅等整備業務に要する費用をいう。
入居者移転支援費	入居者移転支援業務に要する費用をいう。
入札説明書等	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協 定書(案)、特定事業契約書(案)等入札に係る資料をいう。
実施方針等	実施方針、要求水準書(案)及び添付書類等をいう。
応募グループ	本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループをいう。
選定委員会	東大阪市営上小阪東住宅整備事業者選定委員会をいう。
通知書	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書をいう。
設計企業	(新)上小阪東住宅等を設計する企業をいう。
建設企業	(新)上小阪東住宅等を建設する企業をいう。
工事監理企業	(新)上小阪東住宅等の建設工事を監理する企業をいう。
入居者移転支援業務企業	入居者移転支援業務を行う企業をいう。
構成企業	応募グループを構成する各企業をいう。
協力企業	構成企業から本事業に関わる業務の一部を受託する第三者及 び当該第三者からさらに業務の一部を受託する別の第三者、 以降同様に業務の一部を受託する構成企業以外の企業をい う。
アドバイザー企業	市が、本事業に係るアドバイザリー業務を委託した企業及び その協力企業をいう。
SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社をいう。

# 【様 式】

様式1-1 実施方針等説明会参加申込書

様式1-2 建替事業用地見学会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問書

様式3 実施方針等に関する意見書

## 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 事業内容に関する事項

## 1-1 事業名称

東大阪市営上小阪東住宅建替事業(以下「本事業」という。)

## 1-2 事業に供される公共施設等の種類

230 戸の市営住宅及び附帯施設並びに関連する公共施設

## 1-3 公共施設等の管理者

東大阪市長 野田 義和

## 1-4 事業目的

東大阪市(以下「市」という。)では、老朽化し、耐震基準を満たしていない上小阪東住宅の建替が急務となっていることから、旧府営住宅跡地である東大阪市新上小阪 353 番3,4,5の用地(以下「建替事業用地」という。)を大阪府より購入し、建替事業用地として確保している。

本事業は、民間事業者(以下「事業者」という。)のノウハウを活用した財政負担軽減や 良好な住環境整備等を実現するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進 に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき、事業者が建替事業用地において、(新) 東大阪市営上小阪東住宅(以下「(新)上小阪東住宅」という。)を整備する。

#### 1-5 事業の概要

本事業は、建替事業用地に現存する旧大阪府営住宅(附帯施設を含む)(以下「旧府営住宅」という。)を解体及び撤去し、新たに 230 戸の市営住宅と附帯施設並びに関連する公共施設等の整備を行うとともに、(現)上小阪東住宅の入居者の移転支援を行い、平成 31 年度に事業完了とする。

#### 1-6 事業方式の概要

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)に基づき実施する。

本事業は、市と特定事業契約を締結し、事業者が、旧府営住宅を解体及び撤去し、(新)上 小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備に必要な調査、設計、建設を行った後に、市に所 有権を移転するいわゆるBT (Build Transfer) 方式により実施する。なお、所有権の移転 後には入居者移転を行う。

#### 1-7 事業者の業務範囲

#### 1-7-1 事業計画策定業務

事業者は、入札手続きにおいて提出した事業提案書に基づき、(新)上小阪東住宅等整備業務及び入居者移転支援業務の全体工程計画や業務水準、業務実施体制等を明示した業務全体の事業計画を策定すること。

## 1-7-2 (新)上小阪東住宅等整備業務

事業者は、(新)上小阪東住宅等の整備に関わる業務として、下記の業務を行うこと。

- ア 事前調査に関する業務
  - (ア) 測量調査
  - (イ) 地質調査
  - (ウ) 周辺家屋調査
  - (エ) 電波障害予測調査
  - (オ) アスベスト含有材使用状況調査
  - (カ) 本事業を実施するうえで必要な調査
- イ 旧府営住宅の解体撤去に関する業務
- (ア) 旧府営住宅の解体及び撤去設計
- (イ) 旧府営住宅の解体及び撤去工事
- (ウ) 旧府営住宅の解体撤去に関する工事監理
- ウ (新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備に関する業務
- (ア) 必要な許認可及び各種申請等の手続(整備に必要な関係機関等との協議、開発協議、申請等の手続)
- (イ) (新)上小阪東住宅等の設計(基本設計、実施設計)
- (ウ) 関連する公共施設の設計(基本設計、実施設計)
- (エ) (新)上小阪東住宅等の建設工事
- (オ) 関連する公共施設の施工
- (カ) (新)上小阪東住宅等の工事監理
- (キ) 関連する公共施設の施工に関する工事監理
- (ク) 設計住宅性能評価の取得
- (ケ) 建設住宅性能評価の取得
- (コ) 化学物質の室内濃度調査
- エ その他事業実施に必要な業務
- (ア) 周辺影響調査 (電波障害調査、周辺家屋調査、その他周辺影響調査)
- (イ) 地元説明等近隣対策・対応
- (ウ) 事後対策(電波障害対策工事、風害調査及び風害対策、周辺家屋補償等)
- (エ) 完成確認及び引渡し(確定地形測量含む)
- (オ) (現)上小阪東住宅の仮囲い
- (カ) 2年点検の実施
- (キ) 国費及び交付金等申請関係書類等の作成支援
- (ク) 会計実地検査の支援
- (ケ) その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

## 1-7-3 入居者移転支援業務

事業者は、(新)上小阪東住宅への(現)上小阪東住宅からの入居者の移転に係る下記の業務を行うこと。

#### ア 移転支援業務

- (ア) 移転説明会の実施
- (イ) 移転支援事務所の設置
- (ウ) 一部住戸(モデルルーム)内覧等
- (エ) 住戸抽選会の実施及び入居住戸決定の支援
- (オ) 入居説明会の実施及び移転確認
- イ 移転日の調整等業務
- ウ 希望者の移転作業業務
- エ 入居者移転支援業務に係る国費及び交付金等申請関係書類等の作成支援業務
- オ 会計実地検査の支援
- カ 業務報告
- キ その他、上記業務を実施する上で必要なもの

## 1-8 事業者の収入及び負担

事業者の収入及び負担については、概ね下記のように予定しているが、市からの支払いに 係る具体的な内容については、入札公告時に公表する入札説明書に添付する特定事業契約書 (案)において提示する。

#### 1-8-1 事業者の収入

市は、(新)上小阪東住宅等整備費を、平成28年度から平成31年度の各年度末毎に年度末出来高払いにおいて、市と事業者が定めた額を支払う。

市は、入居者移転支援業務の完了後、事業者からの請求に基づき、速やかに入居者移転支援費を支払う。入居者移転支援費に移転実費は含まれない。

#### 1-8-2 事業者の負担

事業者は、(新)上小阪東住宅等整備費及び入居者移転支援費について、市から支払いが あるまで負担する。

## 1-9 事業期間

特定事業契約の締結日から(新)上小阪東住宅等の引渡し及び入居者移転支援業務が完了した日までとするが、竣工後2年目までの2年点検を含むものとする。

## 1-10 事業スケジュール (予定)

本事業のスケジュールは、概ね下表のとおりとするが、事業者の提案による工期の短縮を 可能とする。

時期(予定)	内 容
平成 28 年 12 月	特定事業契約の締結
平成 29 年 1 月~	事前調査 設計 各種申請等の行政手続き 旧府営住宅の解体及び撤去
平成 30 年 4 月~	(新)上小阪東住宅等の建設工事
平成 31 年 10 月末	(新)上小阪東住宅等の建設工事終了 (新)上小阪東住宅等の引渡し
平成32年3月末	入居者移転の終了

## 1-11 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、実施方針と併せて公表する要求水準書(案)≪市営住宅整備業務編≫を参照すること。

## 2 実施方針等に関する事項

## 2-1 実施方針等に関する説明会

民間事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、以下のとおり、実施方針、要求水準書(案)及び添付書類等(以下「実施方針等」という。)に関する説明会を開催する。

開催日時	平成27年12月11日(金)午後2時から(受付開始:午後1時半から)
開催場所	(現)上小阪東住宅 集会所
	住所:東大阪市新上小阪1番
参加申込方法	電子メールによる申込み
	本事業に参加を希望し、説明会への参加を希望する企業は、市のホ
	ームページより、「実施方針等説明会参加申込書(様式1-1)」のフ
	ァイルを入手、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付
	し、下記申込先に提出すること。
	なお、メールタイトルは「実施方針等に関する説明会参加申込(企
	業名)」と明記すること。また、窓口・電話での受付は行わない。
	電子メールの送信後、下記の申込先に着信確認を行うこと(土、日
	及び祝日を除き、平日9:00~17:00まで)。
	(注1)公共交通機関をご利用下さい。
	(注2) 1社2名までとします。
申し込み先及び	東大阪市 建設局 建築部 住宅政策室
問い合わせ先	TEL:06-4309-3232 E-mail:jyuseikikaku@city.higashiosaka.lg.jp
申 込 期 限	平成 27 年 12 月 10 日 (木) 12 時必着
資料配布	説明会に係る資料については、市のホームページからダウンロード
	し、持参すること。
	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/

## 2-2 建替事業用地見学会の開催

本事業に係る理解向上等のため、以下のとおり、建替事業用地見学会を開催する。

開催日時	平成 27 年 12 月 11 日 (金) 実施方針等説明会後			
開催場所	建替事業用地(東大阪市新上小阪 353 番 3 , 4 , 5 )			
参加申込方法	電子メールによる申込み			
	本事業の参加を希望し、説明会への参加を希望する企業は、市のホ			
	ームページより、「建替事業用地見学会参加申込書(様式1-2)」の			
	ファイルを入手、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添			
	付し、下記申込先に提出すること。			
	なお、メールタイトルは「実施方針等に関する説明会参加申込(企			
	業名)」と明記すること。また、窓口・電話での受付は行わない。			
	電子メールの送信後、下記の申込先に着信確認を行うこと(土、日			
	及び祝日を除き、平日9:00~17:00まで)。			
	(注1)公共交通機関をご利用下さい。			
	(注2) 1社2名までとします。			
申し込み先及び	東大阪市 建設局 建築部 住宅政策室			
問い合わせ先	TEL:06-4309-3232 E-mail:jyuseikikaku@city.higashiosaka.lg.jp			
申 込 期 限	平成 27 年 12 月 10 日 (木) 12 時必着			
資料配布	見学会に係る資料については、市のホームページからダウンロード			
	し、持参すること。			
	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/			

なお、上記見学会以降も必要に応じて随時開催する。希望する事業者は上記に問い合わせること。

## 2-3 実施方針等に関する質問並びに意見受付及び回答

実施方針等に記載の内容に関する質問及び意見受付を以下のとおり行う。また、提出された質問及び意見について、市が必要と判断した場合にはヒアリングを行うこともある。

提出期限	平成 27 年 12 月 11 日 (金) ~12 月 25 日 (金) 17:00 必着
提出方法	電子メールによる提出
	本事業の参加を希望し質問の提出を希望する企業は、質問及び意見
	の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書(様式2)」、「実
	施方針等に関する意見書(様式3)」に記入の上、電子メールでファイ
	ル添付にて提出すること。電子メールに添付するファイル容量は 5 MB
	までとする。
	なお、メールタイトルは「実施方針等に対する質問・意見(企業名)」
	と明記すること。また、窓口・電話での受付は行わない。
	電子メールの送信後、下記の申込先に着信確認を行うこと(土、日
	及び祝日を除き、平日9:00~17:00まで)。
提出先及び	東大阪市 建設局 建築部 住宅政策室
問い合わせ先	TEL:06-4309-3232 E-mail:jyuseikikaku@city.higashiosaka.lg.jp
回答及び公表	実施方針に関して提出された質問及び意見に対する回答は、質問及
	び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問及び意見者の権
	利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、
	平成28年1月28日(木)を目途に市のホームページで公表し、個別
	に回答を行わない。なお、質問及び意見者の事業者名は公表しない。

## 2-4 実施方針等の変更

実施方針公表後における質問及び意見を踏まえ、実施方針等の内容を見直し、実施方針等の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページにて公表する。

## 3 特定事業の選定方法等に関する事項

## 3-1 基本的な考え方

市は、PFI法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「VFMに関するガイドライン」、「東大阪市PFI導入ガイドライン」、 実施方針等への民間事業者の意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより、市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に特定事業として選定する。

## 3-2 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、平成28年2月上旬に市のホームページにて速やかに公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

## 1 民間事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)を採用する。

## 2 選定、契約の手順及びスケジュール

民間事業者の選定及び契約にあたっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程(予定)	内 容
平成 28 年 2 月上旬頃	特定事業の選定及び公表
平成28年2月中旬頃	入札公告及び入札説明書等の公表
平成28年2月下旬~3月下旬頃	入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答
平成28年4月下旬頃~	入札参加表明書及び入札参加資格確認審査申請書類の
平成28年5月中旬頃	受付
平成28年5月下旬頃	入札参加資格確認審査結果通知 (第一次審査)
平成28年6月上旬頃	入札書類(提案書含む)の受付及び開札
平成28年7月中旬頃~7月下旬頃	入札書類の審査・ヒアリング(第二次審査)
平成 28 年 8 月上旬頃	落札者の決定・公表
平成 28 年 9 月中旬頃	基本協定の締結
平成 28 年 11 月上旬頃	仮契約の締結
平成 28 年 12 月下旬頃	特定事業契約の締結

## 3 応募手続き等

## 3-1 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、入札公告を行い、入札説明書等を公表及び交付する。

市は、入札公告時に提示する入札説明書において、本事業の予定価格を公表する。

入札説明書等の公表後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、入札説明書において提示する。

## 3-2 入札参加表明書、入札参加資格確認審査申請の受付及び入札参加資格確認審査結果の通知

本事業の入札参加者に、入札参加表明書及び入札参加資格確認審査に必要な書類の提出を 求める。入札参加資格確認審査の結果は、入札参加者に通知を行う。なお、入札参加表明書 の提出方法、時期及び入札参加資格確認審査に必要な書類等の詳細等については、入札説明 書等にて提示する。

## 3-3 入札書、提案書の受付及び落札者選定の実施

入札参加資格確認審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提 案内容を記載した提案書の提出を求める。

落札者の選定にあたって、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。なお、提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等にて提示する。また、資格審査を通過しなかった応募者には、その理由を記載した確認通知書を通知する。

#### 4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 4-1 入札参加者等の構成等

## 4-1-1 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、本事業を推進する上で必要な企画力、資力、信用、技術的能力及び実績 を有する複数の企業により構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とす ること。
- イ 応募グループは、次に掲げる企業で構成すること。また、各企業の名称を入札参加表明 書において明らかにすること。
  - (ア) (新)上小阪東住宅等を設計する企業(以下「設計企業」という。)
  - (イ)(新)上小阪東住宅等を建設する企業(以下「建設企業」という。)
  - (ウ) (新)上小阪東住宅等の建設工事を監理する企業(以下「工事監理企業」という。)
- (エ) 住宅入居者移転支援業務を行う企業(以下「入居者移転支援業務企業」という。)

応募グループは、応募グループを構成する各企業(以下「構成企業」という。)の中から 代表企業を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認審査申請書類にて明らかにするこ と。

代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整、 協議等における窓口役を担うほか、本入札手続きに伴う構成企業の債務すべてについて責 任を負うこと。なお、構成企業が負担する詳細な責任の内容については、入札公告時に公 表する入札説明書に添付する特定事業契約書(案)において提示する。

#### 4-1-2 応募グループの構成要件

- ア 構成企業のうち4-2-2の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、建設企業は、工事監理企業を兼ねることができないものとし、 資本面又は人事面において次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 工事監理企業が、建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
- (イ) 工事監理企業が、建設企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
- (ウ) 建設企業が、工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
- (エ) 建設企業が、工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
- (オ) 工事監理企業の代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている。
- イ 構成企業は、本事業に関わる業務の一部を受託する第三者及び当該第三者からさらに業務の一部を受託する別の第三者、以降同様に業務の一部を受託する構成企業以外の企業 (以下「協力企業」という。) に再発注することも可能とする。
- ウ 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。
- エ 他の応募グループの構成企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は応募グループの構成企業になることはできない。
- オ 実施しようとする業務について、関係法令に基づく資格等を有する者で構成すること。

## 4-2 入札参加者の参加資格要件

#### 4-2-1 構成企業及び協力企業の共通要件

下記のいずれかに該当する者は、応募グループの構成企業になることはできない。

- ア 法人でない者
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ウ 東大阪市の指名停止措置を受けている者
- エ 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けている者
- オ 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- カ 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令 上これと同様に取り扱われている法人
  - (ア) 旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
  - (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生 手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省 の入札参加資格認定を受けている者を除く
  - (ウ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理

の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者

- (エ) 旧破産法 (大正 11 年法律第 71 号) 又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産の申立て又は旧和議法 (大正 11 年法律第 72 号) に基づき和議開始の申立てがなされている者
- キ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
  - (ア)被成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - (イ)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - (ウ) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられ、その執行 を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - (エ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (オ)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号 に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活 動を支配する法人
- ケ その者の親会社等がカ~クまでのいずれかに該当する法人
- コ 市が、本事業に係るアドバイザリー業務を委託した企業及びその協力企業(以下「アド バイザー企業」という。)である者
- サ アドバイザー企業と資本面又は人事面において関連がある者

本事業のアドバイザー企業

- (ア) ランドブレイン株式会社
- (イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (ウ) 株式会社青木茂建築工房
- シ 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連があ る者
  - ※「資本面において関連のある場合」とは当該企業が他の企業の発行済株式総数の50% を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいい「人事面において関連のある場合」とは、当該企業が他の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

#### 4-2-2 構成企業の個別参加資格要件

構成企業のうち、設計企業、建設企業、工事監理企業及び入居者移転支援業務企業は、 それぞれ次の要件を満たすこと。なお、事業者が本事業を遂行するために会社法に定める 株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立する場合にあっては、SP Cからア〜エの企業として業務を受託する者も同様とする。

#### ア 設計企業

設計企業が1社で業務を担当する場合は、下記の(ア)~(オ)の要件をすべて満たすこと。複数の設計企業で業務を分担する場合は、統括する設計企業を置くものとし、統括

する設計企業は下記の(ア)~(オ)の要件をすべて満たし、その他の設計企業は少なく とも(ア)~(ウ)を満たすこと。

- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録 をしていること。
- (イ) 市の入札参加有資格者名簿(測量・コンサルタント業務)登載企業であり、登録業種が「建築・設備業務」であること。なお、登載していない場合は、入札参加表明書提出までに、東大阪市財務部調度課に入札参加資格審査申請を行うこと。
- (ウ)入札公告日から起算して過去 10 年間に完成した、次の要件をすべて満たす共同住宅 (寄宿舎、寮、ワンルームマンション等を除く。)の新築工事に伴う実施設計を元請 け(設計共同企業体によるものである場合は、代表者としての履行に限る。)として 履行した実績を有すること。
  - ① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
  - ② 8階建て以上
  - ③ 延べ面積 10,000 ㎡以上又は 200 戸以上
- (エ) 公営住宅の設計実績があること。
- (オ) 都市計画法第30条の規定による申請書のうち、同法31条に定める設計図書の作成の 実績を有していること。ただし、同法29条に定める許可を受けたものに限る。当該 実績は、開発面積0.5ha以上の開発行為に係るものであり、かつ、入札公告日から起 算して過去10年間に完成したものとする。
- (カ) 設計企業と過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、上記ウの実績を有する一級建築士である者を管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。) として専任で配置すること。

## イ 建設企業

建設企業は、1社で業務を担当する場合は、下記の(P)~(D)0 要件を満たすこと。複数で業務を行う場合は、統括する建設企業を置くものとし、統括する建設企業は下記の(P)~(D)0 の要件を満たし、その他の建設企業については、(P)0 、(D)0 の要件を満たすこと。なお、すべての建設企業は、工事監理業務を行う企業を兼ねることはできない。

- (ア) 市の入札参加有資格者名簿(建設工事)登載企業であり、登録業種が「建築」である こと。なお、登載していない場合は、入札参加表明書提出までに、東大阪市財務部調 度課に入札参加資格審査申請を指定期間内に行うこと。
- (イ) 建築一式工事について、特定建設業許可を有すること。
- (ウ) 建設業法施行規則第18条の2第1項に違反していないこと。
- (エ) 市の競争入札参加資格等級格付けにおいて、建築一式工事で経営事項審査総合評定値がランクAの認定を受けていること。もしくは、平成26、27及び28年度東大阪市建設工事入札参加資格審査申請時に提出された経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(以下「通知書」という。)の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (オ)入札公告日から起算して過去10年間に完成(引渡し済みのものに限る。)した次の要

件をすべて満たす共同住宅(寄宿舎、寮、ワンルームマンション等を除く。)の新築 工事の元請施工実績を有していること(共同企業体によるものである場合は、代表者 としての施工実績に限る)。

- ① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- ② 8階建て以上
- ③ 延べ面積 10,000 ㎡以上又は 200 戸以上
- (カ)建設企業と入札公告日から起算して過去3か月以上の雇用関係にあり、次の要件をすべて満たす建設業法26条第2項の規定による監理技術者を専任で施工現場に常駐すること。
  - ① 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条 第2号ハの規定による認定を受けたものであること。
  - ② 上記オを満たす共同住宅の工事監理の実績を有していること。
  - ③ 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証 を有していること。

## ウ 工事監理企業

工事監理企業は、1社で業務を担当する場合は、下記の(ア)~(オ)の要件を満たすこと。なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、統括する工事監理企業を置くものとし、統括する工事監理企業は下記の(ア)~(オ)の要件をすべて満たし、その他の工事監理企業は少なくとも(ア)~(エ)を満たすこと。

- (ア) 建築士法(昭和25 年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- (イ) 市の入札参加有資格者名簿(測量・コンサルタント業務)登載企業であり、登録業種が「建築・設備業務」であること。なお、登載していない場合は、入札参加表明書提出までに、東大阪市財務部調度課に入札参加資格審査申請を指定期間内に行うこと。
- (ウ) 建設企業の会社法に定める子会社でないこと。
- (エ)入札公告日から起算して過去 10 年間に完成した、次の要件をすべて満たす共同住宅 (寄宿舎、寮、ワンルームマンション等を除く。)の新築工事に伴う工事監理を元請 け(設計共同企業体によるものである場合は、代表者としての履行に限る。)として 履行した実績を有すること。
  - ① 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
  - ② 8階建て以上
  - ③ 延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>以上又は 200 戸以上
- (オ)工事監理企業と過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、あわせて建設 企業といかなる雇用関係のない上記(エ)の実績を有する一級建築士である者を本業 務に専任で配置すること。

#### 工 入居者移転支援業務企業

入居者移転支援業務企業は、1社で業務を担当する場合は、下記の(ア)~(エ)の要件を満たすこと。なお、複数の入居者移転支援業務企業で業務を分担する場合は、統括する入居者移転支援業務企業を置くものとし、統括する入居者移転支援業務企業は下記の

- $(r) \sim (x)$  の要件をすべて満たし、その他の入居者移転支援業務企業は少なくとも(r)  $\sim (x)$  を満たすこと。
- (ア)プライバシーマーク付与認定又は I S O 2 7 0 0 1 (I S M S) 認証取得をしている 企業が対応すること。
- (イ)上記の資格を取得していない場合は、個人情報保護処置(企業内での個人情報保護規 定が策定されている等)がなされていること。
- (ウ)入札公告日から起算して過去10年間に移転戸数100戸以上の共同住宅に係る引越業務を実施した実績を有すること。
- (エ) 個人情報を取り扱う企業名等を市に届け出ること。

## 4-3 留意事項

#### 4-3-1 入札参加資格確認審査基準日以降の取扱

入札参加資格確認審査基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。

入札参加資格確認審査基準日から特定事業契約の締結日までの間に、入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、下記のとおりとする。

ア グループの構成企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、当該応募グループは原則として失格とする。仮契約を締結している場合は、仮契約の解除を行い、市は一切責任を負わないものとする。ただし、応募グループの申し出により、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認及び入札参加資格の確認を受けた上で、代表企業を除く構成企業の変更及び追加ができるものとする。その場合は、市へ書面(様式自由)により構成企業の変更及び追加の申し出を行い、構成企業の変更及び追加の申し出を市が認めた場合は、入札参加資格の確認を受けるための必要書類を速やかに提出すること。

#### 4-3-2 その他の要件

落札者となった応募グループが、SPCを設立する場合は、下記のア〜エの要件をすべて満たすこと。

- ア 落札者は、本事業を実施するためのSPCを会社法に規定する株式会社として、仮契約 締結までに東大阪市内に設立すること。
- イ 代表企業は、当該会社に対して出資すること。また、出資者の中で最大の出資を行うこと。
- ウ 構成企業は、SPCに出資を行うこと。また、構成企業の議決権保有比率が全体の50% を超えること。
- エ すべての出資者は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市 の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定及びその他の一切の 処分を行ってはならない。

#### 5 応募に関する留意事項

#### 5-1 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 5-2 著作権

提出された資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他市が必要と認める場合は、市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者から提出された資料については、本事業の公表以外には入札参加者に無断で使用しないものとする。

なお、提出された資料は返却しない。

## 5-3 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の 法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法シ ステム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を 行った入札参加者が負うものとする。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が負担する。

## 5-4 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

## 5-5 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

#### 5-6 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

## 5-7 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に 定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。

## 6 落札者の選定

## 6-1 落札者の選定方法

落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式により行う。選定は、下記に示す学識経験者等で構成する「東大阪市営上小阪東住宅整備事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、落札者決定基準に基づき行う。市は、選定委員会の答申を踏まえ、落札者を決定する。

< 東大阪市営上小阪東住宅整備事業者選定委員
------------------------

委員氏名	所属する団体名及び役職名
森本 信明	近畿大学名誉教授
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部准教授
木虎 孝之	清和法律事務所・弁護士
山口 健太郎	近畿大学建築学部准教授
高橋 克茂	東大阪市副市長
甲田 博彦	東大阪市経営企画部長
藤田功	東大阪市建設局建築部長

なお、応募グループの構成企業が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

## 6-2 選定の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、本事業の実施に係る対価(以下「入札価格」という。)及び事業提案書の提案内容等(以下「提案内容」という。)を総合的に評価し、落札者候補として最も適当な者を選定する。

選定委員会は原則として非公開とし、審査及び選定の具体的な内容については、入札公告時までに落札者決定基準において提示する。

なお、落札者を選定するまでの間に、応募グループの構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

#### 6-3 審査事項及び落札者の決定に関する事項

## 6-3-1 審査事項

選定委員会において、提案内容の審査結果に基づく「技術評価点」と、入札価格に基づく「価格点」を合算して、「総合評価点」を算出し、総合的に評価を行う方法とする。

配点は、技術評価点60点、価格点40点の計100点満点とする。

提案内容審査における審査項目の概要は次に示すとおりである。審査項目の詳細及び配 点等については、落札者決定基準において提示する。

I. 落札者決定基準に基づく、(新)上小阪東住宅等整備業務及び入居者移転支援業務 に関する提案点の採点

- 1. 事業全体の実施体制、安定性等に関する事項
  - ① 事業の実施体制
  - ② 事業の安定性
  - ③ 事業計画
  - ④ 工程計画
- 2. (新)上小阪東住宅等の整備等に関する事項
  - ① 施設計画に関する全般
  - ② 安全・防犯への配慮
  - ③ 意匠・景観への配慮
  - ④ まちづくり・コミュニティの形成への配慮
  - ⑤ 長寿命化・ライフスタイルの変化への配慮
  - ⑥ 高齢化社会等への配慮
  - ⑦ 子育て世代への配慮
  - (8) 地球環境・環境共生への配慮
  - ⑨ 施工計画
- 3. 維持管理に関する事項
  - ① ライフサイクルコスト計画
  - ② 管理・更新の簡易性
- 4. 入居者移転支援に関する事項
  - ① 円滑な移転支援・居住者対応サービス
  - ② 円滑な人員・体制
- 5. 近隣・周辺に対する影響への配慮
  - ① 騒音·振動·悪臭
  - ② 周辺へのプライバシー対策
  - ③ 風害対策
  - ④ 安全・防犯
  - ⑤ 圧迫感の緩和
- 6. 地元産業への貢献
- II. 落札者決定基準に基づき、(新)上小阪東住宅等整備費及び入居者移転支援費に係る対価により算定される価格点の採点

#### 6-3-2 落札者の決定

市は、選定委員会による落札者候補の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。詳細については、入札公告時に公表する落札者決定基準において提示する。

## 6-4 審査結果及び評価の公表方法

## 6-4-1 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、すべての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、選定の結果はホームページにおいて公表する。

#### 6-4-2 落札の無効

#### ア 落札の無効

入札参加資格確認審査申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

#### イ 落札の取消し

市長は、選定された応募グループの構成企業が、事業契約締結までに、入札公告時に公表する入札説明書に定める入札参加資格を喪失したときは、落札を取り消すこととする。

## 6-5 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

東大阪市建設局建築部住宅政策室

## 7 提示条件

#### 7-1 改定の考え方

物価変動等が一定程度の下降又は上昇があった場合は、契約金額について協議することが ある。調整方法の詳細については、入札公告時に公表する入札説明書に添付する特定事業契 約書(案)において提示する。

## 7-2 事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務の譲渡、担保提供並びにその他の処分をしてはならない。

事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の書面による承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができない。

#### 7-3 事業契約の締結等

## 7-3-1 基本協定の締結

市と落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めた基本協定を締結する。

## 7-3-2 手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいて、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結 までの間に、条文の意味を明確化するための文言の修正を行うことがある。

事業計画及び契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書(案)に定める具体的な措置に従うこと。

## 7-3-3 仮契約及び特定事業契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき特定事業契約に関する協議を行い、平成28年11月に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は市議会における特定事業契約の議決を経て本契約となる。市議会への議案上程は、平成28年第4回定例会(平成28年12月)を予定している。

## 7-3-4 違約金の支払い

落札者は、市と特定事業契約を締結しない場合には、基本協定書に基づく違約金を支払 うこと。

## 7-3-5 入札及び特定事業契約に伴う費用負担

応募グループの入札に係る費用及び特定事業契約締結に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

## 7-4 特定事業契約の締結

市は、落札者又は落札者が設立するSPCと特定事業契約を締結する。

## 7-5 SPCを設立する場合の特例

落札者が、本事業を遂行するためにSPCを設立する場合は、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。SPCは、特定事業契約の仮契約締結までに東大阪市内に設立すること。

## 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

## 1 市と事業者の責任分担

## 1-1 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、原則として 事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、 市が責任を負うものとする。

市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙1「リスク分担表」に示すとおりとする。なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問及び意見の結果を踏まえ、入札公告時に公表する入札説明書に添付する特定事業契約書(案)において提示する。

## 1-2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表」及び入札公告時に公表する 入札説明書に添付する特定事業契約書(案)によるものとする。入札参加者との質疑応答及 び入札参加者からの意見の結果を踏まえ、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由 がある場合は、必要に応じてリスク分担の変更を行う場合がある。

## 1-3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その 責任を負う者が負担することを基本とする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべき リスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法は、特定事業契約書(案)に基づき作成さ れた特定事業契約書において定める。

## 2 業務の要求水準

本事業において事業者が実施する業務の要求水準については、要求水準書として入札説明書と併せて提示する。

#### 3 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、特定事業契約書(案)に基づき作成された特定事業契約書に従い、誠意をもって 責任を履行するものとする。

なお、特定事業契約締結にあたっては、特定事業契約の履行を確保するために、契約保証 金の納付又は履行保証保険の付保等の保証措置による特定事業契約の保証を行うことを想定 している。

## 4 市による事業の実施状況の確認

#### 4-1 モニタリングの実施

市は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書等に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

市は、事業者のセルフモニタリング結果に基づき市のモニタリングを実施する。また、市

は、モニタリングの結果に基づき必要に応じて是正措置を行う。

## 4-2 モニタリングの概要

事業者は、特定事業契約締結後、入札公告時に公表する入札説明書等の規定及び事業者の 提案に基づき、モニタリングの実施時期、実施内容、実施方法等の具体的な実施方法等をま とめた以下の資料を作成し、市に提出する。市は、各資料を確認し必要に応じて協議及び是 正を行う。

ア 要求水準の項目、内容及び事業者の提案に応じた各業務の業務水準達成の確認時期、確認者、確認の方法等を記載した要求水準等確認計画書

【提出時期】各業務の着手前

イ 要求水準の項目、内容及び事業者の提案に応じた各業務の業務水準達成の確認状況を反映した要求水準等適合チェックリスト

【提出時期】各業務の完了後 ただし工事施工は主要部位の施工完了後

ウ 各業務の実施段階に応じたコストの発生状況を確認するためのコスト管理計画書(計画書の構成や内容の詳細は事前に市と協議し作成すること)

【提出時期】各業務の着手前、実施中、完了後 ただし設計は実施中を除く

モニタリングは、上記ア〜ウの資料を活用しながら、下記に示す内容を実施することを 予定している。ただし、別途、市がモニタリングを必要とする場合は、市の定める方法手 段により随時実施できるものとする。

#### 4-2-1 業務着手時

事業者は、業務着手前に業務全体に関する業務概要及び業務項目、実施方針、業務工程、 照査計画、実施体制等を記載した総合業務計画書を市に提出し、市は、要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を行う。

#### 4-2-2 事前調査時

市は、事前調査完了時に、事業者から提出された調査結果等について、要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。

#### 4-2-3 設計時

市は、基本設計及び実施設計の各完了時に、事業者から提出された設計図書について、 要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。なお、提出する設計図書は、積算や工 事施工等に支障のないものとすること。

設計の状況について、事業者は、打ち合わせ時や市から要請を受けた際には随時報告・ 資料提出を行うこと。

## 4-2-4 旧府営住宅解体及び撤去時

市は、事業者の行う旧府営住宅の解体撤去業務について、要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。

事業者は、解体撤去工事完了時に市に報告し、完了状況の確認を受けること。

## 4-2-5 工事施工時

市は、本施設が設計図書に従って建設されていることを確認するため、事業者の行う工事施工、工事監理の状況について定期及び随時確認を行う。なお、市は事前の通知なしに

建設工事に立ち会うことができるものとし、事業者は、施工に関する検査又は試験の実施 について、事前に市に通知するものとする。また、市はこれらに立ち会うことができるも のとする。

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に定められた主任技術者又は監理技術者を配置し、工事監理を行うこと。

また、工事の施工状況について市から要請を受けた場合には、事業者は、説明及び報告、施工記録の提出を行うとともに、工事現場での施工状況について市の確認を受けること。

## 4-2-6 工事完成及び施設引渡し時

市は、本施設が要求水準書等に定められた水準を満たしているか否かの確認を行う。なお、事業者は、市の確認の際に施工記録を用意し、現場にて市の確認を受けること。

## 4-2-7 入居者移転支援時

事業者は、入居者移転支援業務期間中、事業者による業務の実施状況について、市の求めに応じて随時市に報告し、業務水準を満たしていることの確認を受けること。

#### 4-2-8 随時

事業者は、市内企業・準市内企業へ発注する業務の内容や契約額等がわかる資料を作成し、 これらが証明できる書類(契約書等)を備え市に提出し、入札時の提案書に記載する発注予 定額以上を市内企業・準市内企業へ発注していることの確認を受けること。

なお、事業提案時から契約額の変更や市内企業・準市内企業の変更を行った場合は、その 都度、修正し割合を満たしていることを確認しておくこと。

## 4-3 モニタリングの費用の負担

モニタリングの実施のために市に発生する費用は、市の負担とする。その他の費用は事業者の負担とする。

#### 4-4 モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、要求水準及び事業者が提案した内容が達成されていない場合には、 市は、事業者に対して改善を指示する。事業者が、市からの指示に従わない場合は、市から の支払いの延期、支払額の減額又は契約解除等の措置をとることがある。なお、詳細につい ては、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

#### 4-5 事業期間中の事業者と市の関わり

- ア 本事業は、事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況に ついて確認を行う。
- イ 原則として、市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて各業務を担当する企業 と直接、連絡調整を行う場合がある。
- ウ 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金 融機関と協議することもあり得る。

#### 4-6 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、特定事業 契約書に定める具体的な措置に従うものとすること。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項

## 1 本事業の基本方針

本事業の実施にあたり、以下の点を市は重視していることから、十分に配慮したうえで 業務を実施すること。なお、詳細な内容については、要求水準書(案)を参照すること。

- ア 周辺環境への配慮
- イ 安全・防犯への配慮
- ウ 意匠・景観への配慮
- エ まちづくり・コミュニティの形成への配慮
- オ 長寿命化・ライフスタイルの変化への配慮
- カ 高齢社会等への対応
- キ 子育て世代への配慮
- ク 地球環境・環境共生への配慮
- ケ 市営住宅の維持管理への配慮
- コ 円滑な移転支援による入居者への配慮

## 2 施設の立地条件

施設の立地条件は、下記のとおりである。

建替事業用地 : 東大阪市新上小阪 353 番 3, 4, 5

事業区域面積 : 9,469.48 m²

用途地域 : 第一種中高層住居専用地域

指定建ペい率 : 60% 指定容積率 : 200% 高度地区 : なし 地区計画 : なし

防火・準防火地域:なし、建築基準法第22条区域

日影規制 : 4時間/2.5時間 (5mを超え10m以内/10mを超える範囲)

## 3 施設の配置、規模等

本施設の概要は、下記のとおりとする。なお、詳細については、入札説明書等の公表時に公表する要求水準書において提示する。

現時点で想定している本事業の要求水準については、要求水準書(案)を参照する。

## 3-1 (新)上小阪東住宅

## 3-1-1 住宅戸数等

住戸については230戸とし、間取りが可変できるなど、様々な世帯のライフスタイルに対応できる住戸計画とする。

#### 3-1-2 階数、配置計画等

階数は地上14階建て以下とし、周辺への良好な日照環境の確保、圧迫感、プライバシー、

電波障害、風害等の影響等、周辺への配慮にした配置計画に努める。

#### 3-1-3 居住環境

防犯性の向上に努めるとともに、日照、通風及び周辺住宅等へのプライバシーを確保する。また、騒音や悪臭等、周辺の居住環境へ配慮する。

また、居住環境の質を長期間に渡って維持することに努めるとともに、居住環境の負荷低減の工夫を施すこと。

なお、居住者のライフスタイルの変化や将来のニーズに対応できるよう、住戸内設備等に 工夫を施すこと。

#### 3-2 附帯施設

附帯施設として、以下の施設を整備する。

#### ア 集会施設

地域に開かれた活動拠点として、住民とのつながりや交流を促すとともに、コミュニティ形成に寄与する施設とすること。

#### イ 駐車場

住戸数の50%以上の台数を確保すること。

ウ 駐輪場及び自動二輪車用駐車場

屋根つき (住棟内も可) とし、住戸数の 150%以上の駐輪場及び 20 台程度の自動二輪車 用駐車場等を確保すること。

#### エ ごみ置場

機械式ごみ貯留排出機を最低1機配置するとともに、粗大ごみ集積所、再利用対象物保 管施設を併設し、住棟内又は住棟に接するように配置すること。

#### オ 植栽等の外構

原則として敷地出入り口を除く敷地境界沿いに植栽を施すとともに、周辺に対する圧迫 感や景観、風害対策、入居者及び周辺住民のプライバシーの確保に配慮すること。事業用 地内通路は、安全性を確保するとともに、西側道路に面する箇所や住棟と附帯施設及び関 連する公共施設との間を連続的につなぐように配置すること。

## 3-3 関連する公共施設

## ア道路

東西南北の4面の車道拡幅及び歩道設置(ただし西側の歩道は除く)

#### イ 公園

外部からの見通しが確保できるように配置し、幼児や児童が道路や車路に飛び出さないようにすること。

#### 4 環境への配慮

温暖化防止、LCCO2、リサイクル材、エコマテリアルの使用促進及び廃棄物の発生抑制等、地球環境に配慮すること。

建物配置の工夫や効果的な緑地の整備等、さらなる環境への配慮に努め、(財)建築環境・ 省エネルギー機構が開発した建築物総合環境評価システム「CASBEE-新築(簡易版)」(以 下「CASBEE」という。)による評価のランクB+を確保するものとし、ランクAを目指すこと。また、ヒートアイランド対策を行い、温暖化防止に配慮すること。

## 5 入居者移転支援における配慮

## 5-1 円滑な業務実施

事業期間内に入居者移転が完了するよう、移転者への対応及び移転手続きに係る事務手続き、 市への連絡・報告等を円滑に行うこと。

## 5-2 高齢者への配慮

入居者は高齢者が多いため、余裕を持ったスケジュールや分かりやすい説明など丁寧な対応 を行うこと。

## 5-3 個人情報の保護

入居者の個人情報を漏えいしないよう十分配慮し、個人情報の保護に万全を期すこと。

## 5-4 入居者の意向に沿った配慮

業務実施にあたり、入居者の意向を適切に把握し、可能な限り意向に合わせた対応を行うこと。

## 6 土地に関する事項

土地は、市所有の行政財産とし、事業期間中において事業者は、無償で使用できるものとする。

# 第5 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する 事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に規定する具体的な措置に従う。また、特定事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

## 1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、特定事業契約で定める 事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な是正その他の措置を講じるものとする。 事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、サービスの提供に支障が生じる と判断された場合においては、特定事業契約の中途解除等を行うことがある。

## 2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

## 2-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが特定事業契約に定める市の要求水準を下回る場合又はその 他特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸 念が生じた場合には、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の 提出及び実施を求めることができるものとする。事業者が当該期間内に是正をすることができない場合には、市は、特定事業契約を解除することができるものとする。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と考えられる場合には、市は、特定事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 契約解除に至る事由及び措置については、特定事業契約書で規定する。

## 2-2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、 事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。
- イ 契約解除に至る事由及び措置については、特定事業契約書で規定する。

#### 2-3 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困 難となった場合には、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- イ 一定の期間内に協議が調わない場合は、それぞれの相手方へ事前に書面による通知を行 うことにより、市及び事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 前号の規定により特定事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償の措置は、 特定事業契約書で規定する。

#### 2-4 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難になった場合

ア 事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

## 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していないが、法改正等により措置 が適用される場合には、措置を行うことができるように努めるものとする。

## 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の措置は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、措置を行うことができるように努めるものとする。

## 3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、下記のとおりとする。

- ア 事業実施に必要な許認可等に関し、市は、必要に応じて協力を行う。
- イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議 を行う。
- ウ 事業者に対する出資等の支援は行わない。

# 第8 その他本事業の実施に関し必要な事項

## 1 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページにて行う。 ホームページアドレス

http://www.city.higashiosaka.lg.jp/

## 2 本実施方針に関する問い合わせ先

東大阪市建設局建築部住宅政策室

TEL 06-4309-3232

E-mail jyuseikikaku@city.higashiosaka.lg.jp

# 別紙1「リスク分担表」

	リスク項目		リスク項目 リスクの内容		事業者
	入札説明書等リスク		入札説明書等の誤り及び内容の変更等	•	
	 応募リスク		応募費用に関するもの		•
	契約締結リスク		市議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延及 び中止 上記以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅 延及び中止 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延及び	*1	* 1
	資金調達リ	スク	中止 事業者の事業の実施に必要な資金の確保(金利の変動を含		•
	英亚洲走了				
		政策変更リスク 法制度、税制度	本事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更 本事業に直接関連する法制度、税制度及び許認可の新設及 び変更に関するもの	•	
	制度関連リスク	及び 許認可リスク	上記以外の事業者が取得するべき法制度、税制度及び許認 可の新設及び変更に関するもの		•
		許認可遅延リスク	市の事由による許認可の遅延に関するもの 上記以外の事業者が取得するべき許認可の遅延に関する もの	•	•
共通	社会 リスク	住民対応リスク	(新)上小阪東住宅等の設置そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの(入居者移転に関するものを含む) 調査及び工事に関わる住民反対運動、訴訟、要望等に関するよう。	•	•
		第三者賠償リスク	るもの 市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償 事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害 の賠償	•	•
		環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、地盤 沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気、電波障 害、風害等)に関する対応		•
	債務 不履行 リスク	市に起因するもの	市の債務不履行による中断中止	•	
		事業者に起因する もの	事業者の債務不履行によるもの 事業者の提供する業務が要求水準書及び提案書に示す一 定のレベルを下回った場合		•
	不可抗力リスク		市及び事業者のいずれの責にも帰すことができずかつ計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの		<b>●</b>
	物価変動リスク		物価変動によるコストの変動	● ※3	● ※3
	支払い遅延及び不能リスク		市からのサービスの対価等の支払い遅延及び不能があった場合	•	
	終了手続きリスク		終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの事業会社の 清算手続きに伴う評価損益		•

リスク項目		ク項目	リスクの内容	市	事業者
		発注者責任リスク	市の発注による契約の内容及び変更に関するもの等	•	
		光仕有貝仕リヘク	事業者の発注による契約の内容及び変更に関するもの等		•
	計画	測量、調査	市が実施した測量、調査及び設計の不備に関するもの	•	
	及び 設計 リスク	及び設計 リスク	事業者が実施した測量、調査及び設計に関するもの		•
			市の提示条件及び指示の不備、要望による設計及び施工条件の変更によるもの	•	
		設計リスク	上記以外の事業者の要因による不備及び変更によるもの		<b>●</b> ※ 4
			計画地の土壌汚染、地中障害物等による計画変更及び工期	•	•
			延長、追加費用等	<b>※</b> 5	<b>※</b> 5
		用地リスク	埋蔵文化財包蔵地の対象外であるが埋蔵文化財が発見さ		•
			れた場合	<b>※</b> 2	<b>※</b> 2
市			建設に要する仮設、資材置場に関するもの		
市営住宅整備業務			市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事及び		
住宅		工事遅延リスク	手続きが完了しない場合		
整			事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに工事		
備			及び手続きが完了しない場合		
業		  工事費増大リスク	市の責めに帰すべき事由による工事費の増大	•	
15			事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増大		•
	建設 リスク	要求性能未達 リスク	施設完成後の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部 分が発見された場合		•
	,,,,	工事監理	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が生じた		_
		リスク	場合		•
		一般的損害	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じ		1 -
		リスク	た損害		•
		システム、設備機			
		器、備品等納品遅 延リスク	システム、設備機器、備品等の納品遅延に起因するもの		•
		補助金未確定 リスク	補助金の交付に関するもの	•	
		施設瑕疵	  施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷		
		リスク	等が発生した場合		<b>※</b> 6
	1 D # ~ =		入居者移転支援業務に関するもの		•
	人居者の要	望及び苦情リスク	上記以外のもの	•	
	/m   l= +11 o	<i>к</i> хти и ¬ ь	事業者の管理する個人情報に関するもの		•
_	個人情報(/)	管理リスク	上記以外のもの	•	
人足	要求水準未	達リスク	要求水準未達に関するもの		•
入居者移転支援業務			入居者の事由による業務期間の変更、事業終了の遅延	•	
移			市の責めに帰すべき事由による業務期間の変更、事業終了		
中村	業務期間変更リスク		の遅延		
援			事業者の責めに帰すべき事由による業務期間の変更、事業		
業			終了の遅延		┖
務			入居者の事由による業務に要する費用の増大	•	
	費用増大リ	スク	市の責めに帰すべき事由による業務費用の増大	•	
	A STATE OF THE STA		事業者の責めに帰すべき事由による業務費用の増大		•
	補助金未確	定リスク	補助金の交付に関するもの	•	
	補助金未確定リスク				

- ※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延又は中止された場合には、それまでにかかった市及び事業者(落札者)の費用は、それぞれの負担とする。ただし、事業者の構成企業又はSPCから業務を受託する者が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたことにより、市議会の議決が得られなかった場合には、市及び事業者(落札者)の費用は、事業者の負担とする。
- ※2 不可抗力事由により発生する追加費用その他損害に係る市及び事業者の負担については、 特定事業契約書(案)において提示する。
- ※3 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合には、一定調整する。具体的な調整方法 については、特定事業契約書(案)において提示する。
- ※4 市の提示資料等と現場に相違がある場合には、事業者は、市に相違内容を通知し、必要な協議を行った上で、原則として現場の状況に応じて施工するものとする。この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合及び損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には市が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- ※5 事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合には、市は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者に発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、事業者による事前調査の不備及び誤りがあり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合には、上記の費用は、事業者が負担するものとする。
- ※6 施設の瑕疵及び瑕疵による損害について、瑕疵担保期間内に明らかになったものについて は事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとする。瑕疵担保期間の詳細 は、特定事業契約書(案)において提示する。